

地域社会学会会報

No.199 2016.11.11

地域社会学会事務局 Office of Japan Association of Regional and Community Studies
〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町 1-33 千葉大学文学部 清水洋行研究室内
TEL&FAX 043-290-2292(直) 郵便振替 地域社会学会 00150-2-790728
E-mail jarcs.office@gmail.com URL <http://jarcs.sakura.ne.jp/>

目次

1. 2016 年度第 2 回研究例会報告
 - 1-1 地域主体のまちづくりにむけて～世田谷と川越等のケースを踏まえ日本計画行政学会
コモンズ研究会の議論を振り返る～ 東海林伸篤（東京都世田谷区職員）
 - 1-2 都市近郊共有地における自然資源利用形成のダイナミズム
一人と自然とのかかわりをもとにしてー 岡田 航（東京大学大学院）
 - 1-3 第二回研究例会印象記 大倉 健宏（麻布大学）
 - 1-4 第 2 回研究例会印象記 川副早央里（早稲田大学）
2. 理事会からの報告
3. 研究委員会からの報告
4. 編集委員会からの報告
5. 国際交流委員会からの報告
6. 社会学系コンソーシアム担当からの報告
7. 英語ウェブサイトに掲載する論文の募集
8. 会員名簿の作成についてご協力をお願い
9. 事務局からの連絡
10. 会員異動
11. 会員の研究成果情報(2016 年度・第 3 次分)
12. 理事会・委員会のお知らせ

2016 年度 第 3 回研究例会のご案内

日 時 2016 年 12 月 3 日（土） 14 時～17 時

会 場 同志社大学 今出川キャンパス 扶桑館 1 階 F104
*会場へのアクセスは本会報最終頁をご参照ください。

報 告 第 1 報告 矢部 拓也（徳島大学）
（仮）「反知性主義」としてのまちづくりー地方創生、リノベーション、公民連携ー
第 2 報告 柴田 和子（龍谷大学）・八木 寛之（神戸山手大学）
（仮）都心回帰と大阪市の地域コミュニティ

定例研究会の終了後、京都市内で懇親会を行います。忘年会等で大変混み合う時節ですので、ご参加（予定）の方は、11 月 23 日（水）迄に事務局にメールをいただけますと幸いです。

1. 2016 年度第 2 回研究例会報告

2016 年 10 月 1 日（土）に本年度の第 2 回研究例会が、明治学院大学白金キャンパスにて、東海林伸篤氏、岡田航会員を報告者として開催されました。研究例会には 29 名の参加がありました。両報告者から大変興味深い報告がなされ、第 42 回大会のシンポジウムに向けて有意義な議論が展開されました。詳しくは、報告要旨および印象記をご参照ください。

1-1 地域主体のまちづくりに向けて～世田谷と川越等のケースを踏まえ日本計画行政学会 コモンズ研究会の議論を振り返る～

東海林 伸篤（世田谷区職員・日本計画行政学会コモンズ研究専門部会事務局）

日本計画行政学会コモンズ研究専門部会（以下、コモンズ研究会）は、平成 21 年 7 月に発足し、様々な実践者や専門家に参画いただきながら、コモンズについて議論を重ねてきた。その目指すところは、持続可能な地域創造、あるいは自律型地域経済の創出である。議論のテーマはコモンズ研究会メンバーの多様なバックグラウンドを背景として、自然環境保全・利用・再生、地域づくり、雇用、金融、経営、政策、制度、税制、知的財産、コミュニティなど、多方面に及び、その成果は本年 3 月に「新コモンズ論～幸せなコミュニティをつくる八つの実践」（細野助博、風見正三、保井美樹編）として、中央大学出版部から出版された。筆者は、自治体職員として「公共」及び「公共空間」のあるべき姿に関心を持ち、発足当初より 7 年間研究会活動に関わってきた。本稿では、自治体職員として、またプライベートでは NPO 等のメンバーとして、筆者が関わってきた、東京都世田谷区と埼玉県川越市をはじめとするまちづくりの事例を取り上げ、筆者自身の関心部分からコモンズ研究会の議論の一端を振り返ってみたい。

1. 地域主体のまちづくりに関する 3 つのケースから

1-1. 埼玉県川越市における町並み景観の向上とソフト面の取り組み

蔵の町で名高い埼玉県川越市では、町並み委員会を形成し、NPO 川越蔵の会、地元商店街、市役所の三者が連携し、町づくり規範をもとに町並み景観の質を高めてきた。町並みの誘導については川越蔵の会のメンバーである建築士が大きな役割を果たし、他者の所有する建物の改修や建て替え時に景観的なアドバイスを行うことで、町並みの統一感を図ってきた。ハードだけでなく、ソフト面での取り組みも魅力的であり、例えば、NPO 川越蔵の会では、菩提寺のお庭を活用し、春には曲水の宴、秋にはお茶会を開催し、隠れた地域資源（場）の魅力の人々に気づかせている。これらの活動は行政の資金的援助を一切受けていない。一方で、別組織である NPO プレイグラウンドは、閉館した映画館をコミュニティシアター「川越スカラ座」として再生し、NPO ならではの手法でボランティアや賛助会員という形で多くの人々や団体を巻き込み、さらに、その人々の能力を再発見し活かしながら活動を継続している。多様なコミュニティ¹⁾の活動と連携によるソフトとハード両面の相乗効果により、川越を訪れる観光客は、昭和 58 年の 197 万人から、平成 27 年の 664 万人へと倍増している。川越商人は「町のためにひと肌脱ぐ」という共通の感覚をもっている。所有権の概念を超えて、町のためにすることが、町全体の資産価値を高め、自分たちに還元される。こうした好循環が生み出されている。

1-2. 世田谷区における私有空間を地域（公共）にひらく取り組み

世田谷区では、「地域共生のいえ」など、個人資産である空き家や住宅の一部や私有地を地域（公共）にひらく取り組みがある。小規模ながら人々の実質的なコミュニティの拠点としての役割を果たしている。

「地域共生のいえ」は、財団法人世田谷トラストまちづくりが、暮らしやすい環境や地域の絆を育てていくことを目的として、空き家や個人宅を活用したコミュニティ形成の場づくりを目指

す支援策の一つである。

東京都世田谷区内にある「あかねこうぼう」（オーナー 大嶋夕子氏）では、機織りを長年続けてこられたオーナー宅（自宅リビング）を地域にひらき、教えたい人と教わりたい人を地域で募集することで、草木染めや水彩画をはじめとする多様な講座が開かれている。ここでは、地域に住む手仕事の得意な高齢者の方々が先生として活躍し、子供や子育て世代のお母さんなどへの手仕事の伝達を通して多世代間の交流が生まれている。子供からお年寄りまで地域に顔の見える関係が生まれ、子供やお母さん達は人生の先輩から生活の知恵を学ぶ機会を得ることができ、関わる高齢者が生きがいを感じ元気になるなど様々な効果がある。具体的には 89 歳の女性が、当初は自宅から徒歩で 40 分以上かけていたところが、ここでの活動に関わるようになってから 10 分ほどで着くようになったという。手仕事作品を販売する年数回のバザーで自身の作品が売れたことが張り合いになり、日々、手仕事に熱中するようになったことが、元気の源となっている。あかねこうぼうは、オーナーご自身のセンスにより、室内がコーディネートされ、とても居心地の良い空間となっている。こうした空間の持つ力が、利用者に対しても愛着を抱かせる大きな要素となっている。場の魅力とソフト面の融合した運営が人々を惹きつけているのである。

現在のところまちづくりファンド等の運営助成金を小額ながらも得ているが、コミュニティ・ビジネスの視点を導入することで活動の資金的安定が得られ、また自宅（あるいは空き家）の公共への開放が税制面（固定資産税等）での優遇につながれば、こうした取り組みが広がっていく可能性が大きくなる。

1-3. 一企業が年間 100 の地域貢献活動

社員約 30 人の体制で、本業以外に年間 100 を超える地域貢献活動や環境美化活動を行っているのが、千葉県大網白里市にある大里綜合管理株式会社（代表取締役 野老真理子氏）である。社屋のロビーにはグランドピアノが置かれ、コンサートや寄席、語学講座、カルチャースクール、ギャラリー、町の清掃活動、マラソン大会、学童保育など、様々な活動がここを拠点として行われている。地域の大人や子供たちが自由に訪れ社長や社員達と会話を交わす、いわば「地域交流センター」としての役目を果たしている。大里綜合管理の主力事業は別荘地（約 8,000 軒）をはじめとする不動産管理であるが、地域に魅力があってこそ会社を成長させることができるという理念のもと、本業との両輪で行われている。地域貢献活動は各担当者の裁量にゆだねられており、本業との垣根を意識することなく自由に取り組むことが許されている。イベントの企画やコーディネートを通して、コミュニケーション能力や問題解決能力を磨く、いわば生きた社員教育の場にもなっている。

社屋の空きスペースを活用した学童保育には、小学生から高校生まで十数人の子供たちが通ってくる。子供たちは掃除などのお手伝いを通して大人の仕事を身近で感じ、また子供間の上下関係を通じて成長していく。企業が社会教育の場を担っている点でも意義ある活動の一つである。この他、地元のお年寄りに店番を歩合制でお願いする青空市場（地元の野菜農家 30 程度と提携、会社の駐車場スペースを活用し販売）など、その活動は、地域住民が主体的に関わり、やりがいや生きがいを感じるものとなっている。それぞれはすべてコミュニティ・ビジネスの視点を取り入れ、PDCA サイクル（計画→実行→点検→見直し、による事業の継続的改善）にのっとり、イベント企画に際しても入場者数他の目標値を設定し運営を切り盛りするよう心がけている。

2. 各ケースをコモンズの議論を踏まえ概観する

2-1. 地域をつなぐ

地域社会には様々な境界があり連携を阻んでいる。大きな要素は各主体が持つ所有権と所有意識。さらには行政区間や会社間や公と民の分けというセクター意識である。地域社会の持続可能性を高めていくためには、こうした境界を越え、みなのお知恵で、人材や場（空間）や物などの地域の資源を活かしていく方向性が必要である。川越市のケースで言えば、皆で協力して町全体

の資産価値を高めることが、自分たちの生活も守ることにつながることから、「町のためにひと肌脱ぐ」という意識が潜在的に働き、地域の連帯を生み出している。

ICT（情報通信技術）の急速な発展と普及により、目的や状況に応じて、軽やかに人や団体がつながる手段が整った。このことは確実に、様々な主体との連携の実現を後押ししている。

また、地域をつなぎ活かすことで新たな価値を生み出すために、地域に隠された資産（知財）を可視化しつなげていく手法の体系化と人材育成が欠かせない。具体的には「コミュニティデザイン²⁾」の手法の体系化と、職能としての「コミュニティデザイナー」の人材育成がそれに該当するといえる。

大里総合管理の取り組みについては、職員一人一人が所属するチームの業務以外に地域貢献活動を主体的に企画・実施している。活動の際に職員がコミュニティデザインの手法を習得すれば、より大きな効果が期待できるのではないかと。さらにはこうした活動を、行政自体が取り組むことで、組織内の横の連携を生み、大きな成果を生むのではないかと筆者は考える。

2-2. 民が担う公共空間

公設民営や公共部門の民間委託等の流れがあるなか、行政運営上の効率性は重視されたとしても、公共空間の“時間的かつ空間的な質”の向上は、行政施策的に道半ばの状況であるといえる。先に事例を述べた世田谷区の「地域共生のいえ」といった私有空間の公共的利用と、行政主導で整備された公共空間との質的な違いは何か？

行政が設置する公民館等の公共施設は、万人を対象にしており広く最大公約数的な利用を対象に考えられている。公共施設では、ある特定の市民が作った魅力的な空間・備品類等を、常設としておくことができない。一方で、地域共生のいえは私有空間であり、所有権が個人にあるため、公共的範囲も自ら設定し、個人の意思で自由な使い方が可能となる。そうした状況が、公共的利用者の範囲を的確に絞り込みやすくさせ、利用者満足につながっていくのではないかと推察される。

行政が整備・維持する公共施設は、一律に集めた税に基づくため、利用者や対象範囲などを限定的に明確化できず、結果として、充実した空間利用・運営につながりにくくなっていると考えられる。

人口減少・高齢化を契機とした公共施設の総量抑制の流れがある。現在のところ、私有空間をまちに開くことはマイクロな動きではある。今後、こうした小さな公共の取り組みを、柔軟に公共施策につなげていく仕組みを整えば、従来型の公共施設（空間）に変わる「社会インフラ」として期待できるのではないだろうか。

2-3. 共益の創出と財源

行政（官）が担う“公共”の枠組みは、一定水準の公共サービスを提供する上で、これまで大きな役割を果たしてきた。しかし、公平性や平等性の尊重を前提として、行政（官）が管理者として責任を果たした結果、誰もがほどほどには満足するが誰のものでもない“公益”もまた、多く存在するようになった。また、民意を反映する手段としての議会制度が十分に機能せず、行政のお金の使い方に対する納得感が生まれにくく、市民が「公共」を自分事として捉えられていない現状もある。ワークショップをはじめとして、民意を補完する手法は採用されているが課題は残る。根本的には、受益と負担の関係性の明確化を前提とした「公共」のためのお金の流れの見直しが必要と考えられる。

IT技術の進展により、新たな仕組みの構築も期待される場所である。不特定多数の人々がインターネットを通して、人や組織に資金提供を行うクラウドファンディングが急速に普及してきている。善意を前提とした仕組みであり、システムダウンしないための仕組みの整備が求められるが、今後大きな可能性を秘めた取組みといえる。ただ現時点では、テーマ型の取り組みに対する支援がほとんどであり、限定されたエリアにおける包括的な地域サービスの定常的な資金源としては考えにくい。

エリアを対象としたコミュニティを支える資金源としては、国内では、地方自治体の課税権がある。一方で、海外に目を向ければ、米国では課税権は地方自治体以外に、よりローカルなコミュニティレベルでも認められていると言われ、ニューヨークで始まった BID(Business Improvement District)では、地区内の資産所有者等からの分担金により民間組織がエリアマネジメントを行っている。BIDは「すでにある公共のバリューアップ」であるという。

従来の行政（官）が不特定多数の公のために提供する“公益”と、民間の包括的コミュニティ団体が主体となり顔の見える関係性の中で提供する“共益”について整理するなど、課税の範囲と受益の在り方について再考する必要がある。

3. おわりに

コモンズ研究会の議論を俯瞰すると、コモンズが導く地域社会のビジョンとして、地域をつなぎ活かすことによる「地域の連携」と「共益の創出」、これらを支える「財源確保」の視点の重要性が浮かび上がってくる。コモンズは多様であり、本稿では議論の一断面を切り取ったにすぎない。冒頭でご紹介した「新コモンズ論～幸せなコミュニティをつくる八つの実践」（中央大学出版部）は、第一線の実務家及び専門家による新たな時代を切り拓くエッセンスが詰まった一冊であり、ぜひお手に取って頂きたい。

【注】

- 1) コミュニティの定義には、地縁型コミュニティやテーマ型コミュニティというわけ方の他、いくつかあるが、本稿では個々のコミュニティの有り様を限定せず、包含的な意味として使用する。
- 2) 知財研究の第一人者である菊池純一氏によれば、人々や団体が個別に所有する能力や情報である「知的財産（知財）」には、「可視化された知的財産(Visible IP)」に対し、暗黙知ともいえる「隠された知的財産(Hidden IP)」がある。知財と知財は結合することにより新たな価値が生まれるが、そのためにはそれぞれを隔てる「空白域」を、手や足になるようなプラットフォームとなる手足基盤(people-ship base)という概念の役割により埋めていく作業が欠かせないという。一方で地域社会は、多様な人材と能力が埋もれる知財の宝庫であるともいえる。様々な主体をつなぎ、潜在的な可能性を活かすうえでは、コミュニケーションのプロセスを重視した“コミュニティデザイン”の手法が今後重要になってくると考えられる。米国で長年コミュニティデザインを実践してきた菊池宏子氏は、地域のニーズを鮮明にし、ひと資産を戦略的にプログラム化し可視化していく「エンゲージメント」の概念を明示している。詳しくは「新コモンズ論～幸せなコミュニティをつくる八つの実践」(細野助博、風見正三、保井美樹編／中央大学出版部)を参照いただきたい。

1-2 都市近郊共有地における自然資源利用形成のダイナミズム

—「里山の社会学」に向けたスケッチとしての地域環境史—

岡田 航（東京大学大学院）

1. 研究目的とその背景

本報告は、都市近郊の里山を事例として、里山の自然資源とそこで暮らす地域社会の人々との関係がどのように形成されてきたのかというダイナミズムを、それが起こる背景にはいかなるものがあったのか、地域社会内外の視点から明らかにするべく分析を行うものである。そのために本報告では二つの視点をもとにして分析を行ったものである。

そのような研究を行うにあたり、本報告では2つの視点から分析を行った。一つはそれぞれの時代において、人と里山とのかかわりが形成、あるいは変容してきた背景にあった、地域社会内外で起こったせめぎ合いを捉えるという視点である。とりわけ多くの里山が位置する都市近郊という空間は高度経済成長期以降の住宅開発はいままでもないが、近世の大規模新田開発や近代の鉄道敷設にともなう開発など、少なくとも数百年来外部からの開発圧にさらされて続けてきたと同時に、近隣の商業都市の影響を受け続けてきた。このような特徴をもつ空間にあるからこそ、こ

の分析軸をもつことに意義があるといえるだろう。

もう一つは、こうしたダイナミズムの把握を一層進めるため、地域社会内部の立場ごとの共有地へのまなざしの違いにも着目した。従来のコモンズ論の研究においては、コモンズを所有・利用してきた村落は一枚岩であるかのような同質性が強調されがちだったが、地域社会内においてもコモンズの利用目的や利用方法をめぐって時には対立として表出するまなざしの違いがあったことは想像に難くない。こうした人と山との関係のありようをめぐり地域社会内部のせめぎ合いや合意の過程があるのであれば、それのもつ意味や与えた影響を考察することは人と里山とのかわりを地域環境史として捉えていくにあたり実証していくべき課題だといえるだろう。

これらの論点を踏まえたうえで、本報告では次節以降、東京都 H 市 H 地区の共有地を事例として分析を行う。そしてそこで共有地の処遇を決めていた地域の運営層の立場と、共有地の実際の利用主体であった立場という両側面に着目しながら、①1860 年代（江戸時代末期）、②1880 年代（明治時代初期）、③1920 年代（大正時代）という 3 つの年代に起こった出来事を取りあげ、それぞれの時代において人と共有地の自然資源の関係のありようがどのように形成されたのか考察を行っていく。

2. 事例地概要

H 地区は現在こそ H 市の大字となっているが、以前は独立した村（T 郡 H 村）であった。その共有地は売却や買入がたびたび起こり、時代によってその面積は変動するが、筆者が確認している史料上その面積が最大となる 1878(明治 11)年時点では一村共有地・数村共有地を含め、総計 32 町歩あまりであり、その主なものとして山林と秣場、竹藪などがあつた。それぞれ以前は複合的な自然資源利用がなされてきたが、歴史を経るとともにその利用方法は単純化していった。これらの共有地を維持する支えとなってきたのが地区で慣習的に定められていた取り決めだつた。一つは、所有権は住民全員が持っていることになっていたが、利用権は原則として山林原野を充分持たない住民に限られていたというものがある。もう一つは、共有地を処分するにはハンコを押さない者が 1 人でもいれば売ることができないというものである。

3. 共有地をめぐり外部とのせめぎあい(1860 年代)

近世以来、H 村に南隣する O 村には H 村をはじめとする 7 か村が利用する秣場の共有地があつた。しかし 1866（慶応 2）年、幕府から大規模な開墾奨励令が出されるとこの秣場も開墾対象に加えられた。村々の間には動揺が広がり、開墾へ反対する書類を提出する。村側は険しい斜面地にあり平地がないため開墾して田畑にできる場所は無いことを説明したうえで、秣場にも年貢を納めるといふ妥協案を提示する。8 月、H 村の名主たちはともに O 村の秣場に入り合っていた 2 村と改めて秣場の開発免除を訴える書類を、幕府側要人に宛てて提出した。その後、H 村名主の M 氏が総代人となり反対の姿勢を強めていき、明治維新による体制の変革に伴う混乱もあり、共有地を秣場として維持することに成功した。

このような村落が外部からの開発圧に抗う原動力はどこからきたのだろうか。幕府役人に提出した書類をみると、秣場が肥料採取の場所として秣場を利用している村々において重要な環境であり、もし開発されれば、農業が立ちいなくなってしまう田畑は荒れ果ててしまうと主張している。史資料分析の結果から、H 村内には生活に必要なだけの採草地を所有していない世帯が半数を超えることが分かった。こうした土地所有状況や共有地は昔から山を十分持っていない人にだけ利用する権利があつたという慣習があつた点などから鑑みると、共有地の自然資源を維持することが村内の多くの世帯の生活を維持するために必要であり、開墾に強く抵抗したのだと推定される。

4. 共有地をめぐり村落内部のせめぎ合い(1880 年代)

H 村ではそれから程なくして地域社会内部において、共有地の利用主体と地域社会の運営主体との間で共有地のありようをめぐりせめぎ合いが起こる。明治 10 年代、突如 4 町あまりの村の共有地が売却され、竹藪は購入した住民の手によって間もなく畑へと開墾され、以来共有地にお

ける竹藪の利用は行われなくなる。その背景には明治政府が学制の施行による近代教育制度を実施していくにあたり、教育費や校舎建設などの多額の費用の拠出を村落に迫った問題があった。前節の時とは異なり、財源確保という目的が現出し売却につながったのである。

こうした共有地の利用目的の変化は、続いて訪れる農村不況への対応のため、地域の運営を行う立場から一層の推進が行われ、その方向性をめぐり地域社会内部のせめぎ合いが起こる。1882（明治15）年末ごろから多くの農山村が深刻な農村不況に見舞われ、当時のH村の運営組織だった村議会では対応策が練られた。翌年の議会議案第13条として、「一村共有地□□（原文では地名）ヲ除クノ外不残売却ノ事」という条項が出され、後にそれは議会内で決定するのではなく、集会を開き村民の承認をとったうえで売却するという手続きを踏むこととされた。しかし村議会の提案は、村民の総意をまとめ切ることではできなかった。過半数には届いていたものの反対したとみられる世帯数も全体の43%あまりに及んだのである。

この背景には何があったのだろうか。賛否を世帯ごとの地価金でみていくと、地価金50円～100円の層と、100円～150円の層では賛成率がそれぞれ74%、75%と全体のほぼ4分の3を占めている一方、10円～50円の層では40%と反対が逆転して多くなっており、10円以下の層では35%と反対の割合が一層増加している。つまり地価金が高い層は多数の世帯が共有地を売却して共有金運営を行いたいとする村議会の考えを幅広く支持したのに対して、低い層では共有地の山林を維持し、従来通りの利用を維持したいという選択を行った傾向が強かった。

低い層にとって、税金の納付が困難であったと思われる農村不況下において、共有金を運用し、それを税金に充当するという提案は少なからぬ魅力があったと考えられる。にもかかわらずそうした人々の間で共有地の自然資源の利用継続を選択した割合が有意に高かったということは、それ以上に反対した世帯にとって生活を営むうえで必要なものだという判断が働いた可能性は高い。こうした判断と、共有地を金銭獲得の手段としての共有財産として意味づけ、共有金の運用へとそのありようを変えようとした村議会の判断との齟齬が、売却への賛否をめぐって表面化したとみられる。

5. 村落の近代化と共有地の再編(1920年代)

その後、1920年代に入ると共有地の再編が急速に進んだ。その背景について、前節共有地へのまなざしの違いからせめぎ合いが起こった、共有地の利用主体と地域の運営主体それぞれの立場から分析を行っていく。

(1) 共有地の利用主体のまなざし

共有地の変容に先立つ明治時代、H区の産業の姿は変化を遂げる。ひとつは明治農法の進展による金肥の普及であり、もう一点は養蚕の発達による桑畑の不足だった。これらの状況が重なり、秣場の共有地を開墾して畑として利用することが考え出される。それは江戸時代、幕府が実施しようとした度重なる開墾奨励政策に対して根強く反対を行い、秣場を維持し続けてきた共有地にまで及んだ。秣場は開墾されて共有の畑となり、以降秣場の利用は行われなくなる。現金収入の獲得を目的とした養蚕業の延長線上にある以上、自然資源の採取という目的から金銭獲得の手段という目的へ共有地の意味合いが移り変わる一端だとみることができるだろう。

(2) 地域の運営主体のまなざし

H村は1889年に周辺村と合併し大字になるが、従来の村落が行政村の管轄下にある一大字に形態が変わるとその自治の権限も多くが行政村へ委譲された。区の自治権を留めておくためにも、村議会を引き継いだH区は安定した自主財源を確保する必要性に迫られた。

このとき区が目をつけたとみられるのが共有地だった。明治期を通じて共有地の自然資源を利用する用途を基本としながらも、金銭確保の手段としての用途としての制度の整備が進むのだが、こうしたなか、山林共有地のゴルフ場への貸し出しが起こる。1931(昭和6)年度のH区の収入を見ていくと、総収入のうち、ゴルフ場からの収入は全体の3分の1もの割合を占めている。同様に開墾した共有畑の賃貸料が6分の1を占め、ゴルフ場と共有畑からの収入が区の大きな財源に

なっている。ゴルフ場からの収入や共有畑からの賃貸料がなければ区の財政は赤字であった。区の運営層の共有地への意味合いが、金銭獲得の手段に一層傾いたことがゴルフ場への貸し出しの背景にあった。

6. 考察：「里山の社会学」に向けての地域環境史

H地区の共有地の歴史を以上のように概観すると、内外のせめぎ合いのなかで、共有地の複合的な利用が時代を追うとともに単純化していったことが分かる。そしてそれと反比例するように、財源確保のためという意味合いが強くなりやがてそこに収斂していく。そして、このようにして形成された人と里山のかかわりのもとでは開発圧への抵抗力が弱まっていった。ゴルフ場に貸し出された共有地はその後ゴルフ場が閉鎖されると、沿線の観光開発のため近くを走る鉄道会社が都市公園を建設する計画を立て、区は道路拡幅の資金を得るため売却に応じた。畑になった共有地は別のゴルフ場の建設計画がもたらされると、特に差し迫って金銭を得る必要がないにもかかわらず売却されたが、反対は散発的なものにとどまったという。

最後に、本報告が明らかにしたことの意義と発展可能性を示しておきたい。まず、それぞれの時代における共有地のありようが決められていくにあたり、実際の共有地の利用主体の意思が強く反映されてきたことも注目に値しよう。明治初期、共有地を売却して共有金化することを目指した村議会の方針に対し、少数派にもかかわらずそれを覆した。ハンコを押さない者が1人でもいれば共有地を売ることができないという慣習が存在したということも、共有地の利用主体の立場が優遇されるような社会システムがあったとみることができるだろう。従来の入会研究においては、共同利用形態から団体直轄利用形態への移行は共有地を運営する立場にあたる部落内上層の利益を反映していると示されていたように（渡辺、同上）、共有地の変容の背景には地域の運営層の意向があったようにいわれていた。それとは異なる姿が浮き彫りになったH地区のケースは地域内部のせめぎ合いが人と里山のかかわりのありようを決めている大きな要素であり、その姿は多様である可能性があることが明らかになったことには一定の意義があると考えられる。

そして共有地に限らず、里山の自然資源をめぐる村落の共同性というもののはどのように形成されてきた／いるのかという観点から地域環境史を考究していく試みは、人と里山とのこれからの関わりのあるありよう考えるうえでも重要な作業であるといえる。

参考文献

多摩市編、1996、『多摩市史 史料編2 近世編』。

渡辺洋三、1957、「入会権の実態と性格（一）」『社会科学研究』9（3）1-53。

1-3 第二回研究例会印象記

大倉 健宏（麻布大学）

明治学院大学にて行われた第二回研究例会では、「地域主体のまちづくりに向けて——日本計画行政学会コモンズ研究会におけるコモンズの議論と世田谷区における取り組み」東海林伸篤氏（東京都世田谷区役所職員）と「都市近郊共有地における自然資源利用のダイナミズム——「里山の社会学」に向けたスケッチとしての地域環境史」岡田航会員（東京大学大学院）という2本の報告が行われた。これら2つの報告が取り上げられた背景として、今日的な地域問題としてコモンズが取り上げられたと説明があった。さらに今回の研究例会では、現場と研究者の橋渡しが課題として検討されたと言う。

東海林氏の報告では、ご自身の職業的な来し方と、プライベートな地域活動へのコミットメントを示され、専門職者としてのあるいはボランティアとしての立場から、川越市、世田谷区、福生市での事例が報告された。報告をうかがっていて印象的だったのは、多様な専門家と商店主な

ど自営業層が私的空間を開くことで、魅力的な公共性が顕現したという事例であった。これらは地域社会の度量を示す事例だと考えられる。

質疑応答では私有空間の開放について、新しい経済のシステムになりうるのではないかという質問に対し、まちづくり大学方式など様々な方法が模索されていると回答があった。さらに共益の連結化や新たなテーマのもとでの連続化に言及された。いくつかの質問を総合すると、一地域社会に収まりきれないものとの布置関係について、制度的仕組みを構築し地域を守るありかたなど、様々な論点が示されたと思う。

東海林氏の報告を聞いていて、若干の既視感を拭い去ることができなかった点がある。1990年代、筆者の手習い時代に数多くの「先進事例」に触れるために、国内外のフィールドを訪れたことを思い出した。実際にその場に立つと想像以上に、ささやかでつましい姿を目にした。その後再訪の機会には恵まれず、こうした営みが持続的であったかは検証できなかった。社会的な現象を「壊れ」から描いていくことは、重要な観点だと思う。その場合には大きな条件の変化や前提の変化を見落としてはならない。筆者が目にした事例のその後の展開、または壊れに向かったの展開、そして「壊れ」の後に何が顕現したか、これらをとらえる視座の必要性を感じた。地域再生について数多くの著作があり、筆者と数年間同じ大学に所属された故下平尾勲教授から、研究の一方法として「傾向・法則から内容・原因へ」との流れを教えられた記憶がある。そこでは「比較・抽象・捨象」が大切だと言われていた。東海林氏の報告を聞いていて、この様な視点を取り入れられるとさらに魅力が増すのではないかと感じた。

岡田氏の報告はH（東京都H市）の事例である。岡田氏は「都市近郊の共有地を事例として、共有地の自然資源とそこに暮らす地域社会の人々との関係がどのように形成されてきたのかというダイナミズムを、それが起こる背景にはいかなるものがあったのか、地域社会内外の視点から明らかにするべく分析を行うものである」と報告の概要を記している（報告レジュメより）。岡田氏は都市近郊の里山を取り上げる理由として、内部条件と外部条件とのせめぎ合いがあると論じる。高度経済成長期の住宅開発に先立って、数百年にわたる外部からの開発圧と近隣の商業都市の影響を受けていることを特徴としてあげている。この報告では射程を1880年代から1920年代までに設定されていた。このことは岡田氏が構想する「里山の社会学」に向けた地域環境史として、極めて効果的だったと筆者には思えた。共有地の利用が貧しい層に開かれていたこと、里山は共有地として、複合的な利用がされていたこと、その後には複合的な利用から農地転換により、単一価値化され売却が進んだことなどは、意義あるFindingsであったと感じた。江戸時代の開墾政策、明治維新や農業の近代化、共有地売却の進行など、大きな前提や条件の変化を丁寧にとらえていたように感じた。

質疑応答では、所有制度が変わったのち、共有は可能だったのかという問いがされ、所有は一部の移住者や分家した家族が除かれるものの、所有者は全員であり利用者は一部という原則であったと回答された。多様な利用形態と共有地売却についての質問では、利用が単一化に向かうと売却につながり、逆に多様な利用形態のもとでは、売却が進まないということが回答された。また、隣接する大学に売却し保全を条件とするなど、したたかな戦略について言及がされた。

ジンメルは「橋と扉」と題した小品のなかで、橋は地形的抵抗に対する人間の結合意思として、橋を評している（北川東子編訳・鈴木直訳, 1999, 『ジンメル・コレクション』ちくま書房, 90-5.）。現場と研究者の架橋に、真に結合意思があるのだろうか。両者に強い結合への欲求があるのだろうか。それがあるとするならばそれは両者にとって同じような希求なのだろうか。単なるエール交換程度を越えて、架橋の後にどのような往来の程度があるのだろうか。ジンメルの考えに従えば一方通行の橋渡しは考えられないだろう。今回の研究例会は調査フィールドとの関係を再考する得難い機会となった。両報告者と企画にかかわった委員諸氏には感謝を申し上げたい。

1-4 第2回研究例会印象記

川副 早央里（早稲田大学）

第一報告の東海林伸篤氏は、世田谷区役所職員であると同時に日本計画行政学会コモンズ研究専門部会事務局も担われ、今年3月に発行された『新コモンズ論～幸せなコミュニティをつくる八つの実践～』（細野助博・風見正三・保井美樹編、中央大学出版部発行）の共著者でもある。さらに、複数のNPOで市民活動にも取り組むなど、さまざまな立場でまちづくりに関わってこられている。

「地域主体のまちづくりに向けて一日本計画行政学会コモンズ研究会におけるコモンズの議論と、世田谷区における取り組み」と題して、東海林氏の現場でのご自身の経験と、コモンズ研究会での議論をもとに、多岐にわたるまちづくりの事例が報告された。これらの事例に共通していたことは、「私」と「公」の間をつなぐ「共」の場づくりを、住民や行政に限らない多様なステークホルダーがかかわるなかで実現することを広く「コモンズ」と捉えている点であったように思う。例えば、「世田谷区清掃工場煙突色彩コンペ」の事例では、東京都が所有する煙突のデザインについて、住民の署名活動を機に、世田谷区が全国公募のコンペを開催し、東京都の予算で1等を受賞したデザインに変えられた。景観も共益であり、所有者にとらわれない形で全体の利益をどう生み出すかがポイントであると指摘された。他方、世田谷区「地域共生のいえ」は、個人所有の空き室や空き家などの私有空間を地域に開き、まちづくりや市民活動の場として提供している事例である。公共空間は公平性が重視され面白みのない空間になってしまうことがあるが、私有空間を地域に開くことでより魅力的な空間になる可能性があること、特に公共インフラが削減されていく現代では私有空間を公共的な取り組みに開いていくことが重要だと指摘された。そして最後に、コモンズ研究会の議論の総括としては、行政セクターや企業なども含めた「地域連携」の必要性、行政による公益ではなくより開かれた「共益の創出」、それを支える財源が共通の課題として挙げられていると報告を締めくくった。

フロアとの質疑応答では、各事例について多数の質問やコメントが寄せられた。例えば、「私有空間を共益にしていく際、どのような中間支援や外部支援があるのか。また、小さなまとまりとしての共益が相互につながると新しい社会や経済がつけられるのではないか」という質問に対し、東海林氏からは、「世田谷トラスト町づくりの職員や、「トラストまちづくり大学」という勉強会の卒業生が協力隊として支援するなど、補助金だけではなく人的支援の仕組みが用意されている」との回答があった。また、「従来は市民活動と言っていたものをコモンズという概念で捉えるところの特徴は、共益を見出しながら、地元の金融機関や中小企業者や個人の力を集め、自律的地域経済をつくり上げていくという観点ではないか。都市開発の場合には、地元だけではなく広い範囲で利害を生み出すような、地域外の大企業も含めたコモンズとして議論がされているのか」との質問があった。この点については、コモンズ研究会のメンバーでもある矢部拓也会員から「研究会では、既存の住民だけのコモンズ論から広げ、他のステークホルダーも含めた新しいコモンズ論として議論を建てようとしている」との回答があった。

第二報告では岡田航氏（東京大学大学院）から「都市近郊共有地における自然資源利用の形成のダイナミズム―「里山の社会学」に向けたスケッチとしての地域環境史」と題するご報告をいただいた。近世以降度重なる開発の波に影響されてきた東京都H市Hの共有地を事例に、聞き取り調査および歴史史料の解説に基づいて、以下3つの年代に起こった出来事を取り上げ、各時代の人と共有地の自然資源の関係性を考察された。

まず、1860年代には、政府から度重なる共有地の開墾要求があったが、自らの土地で肥料を確保できない人のための世帯扶助の役割を持っていたことから、地域の運営主体の名手たちが中心となって開発に抵抗し、共有地を維持し続けた。1890年代には、明治政府による学制施行により教育費など多額の費用負担が村落に求められ、最終的には財源確保のために一部の共有地を売却。その後の農村不況に対応するため、共有山林の大部分を売却する案が地域の運営主体から出されたが、共有地の自然資源の利用継続を希望する小作農家層から反対の声が上がり、両者間でのせめぎあいが起こり計画は立ち消えになった。1920年代になると、金肥の普及による草資源需要の

低下や養蚕業の発達による桑畑不足が起こり、一部の共有地を開墾して畑として利用するようになった。また、合併のため村は大字となり、大字としての財源拠出に迫られると、共有地の一部をゴルフ場に貸し出してその収益を持って財源確保を図ってきた。このとき、小作農家層も農業の近代化によって自然資源の利用が縮小しており、最終的には地域内部において複合的な共有地の利用形態を単純化させ、「財源としての共有地」という意味合いが強まっていったと指摘された。

フロアから多数の質問があったが、大きくは2点に分けられる。第一には、制度上の所有権と実際の所有権の在り方に関するものである。「地租改正の際に、複数メンバーでの土地所有が制度として可能だったのか」「地租改正以降にも、所有権が集落長の個人所有になった場合や完全に財産区として共有する場合など様々に変化した。その違いが外部社会との関係や内部社会の個人々の動き方に影響している。他地域との比較も有効なのではないか」などの問いがあった。岡田氏からは、村有や大字有などは可能であり、Hでは土地登記上は村有で村民全世帯に所有権があったが、実際には移住者など一部世帯には権利が認められていなかったとの回答があった。また、都市近郊では権利に関する知識が豊富にあったことなど、都市近郊の特殊性も理解し、他地域との比較をしていきたいとの返答があった。第二には、現在の里山の在り方に関するものである。「現在共有地はどれくらい残っているのか」「現在コモンズとして自然環境を維持していくときどのような示唆を得られるか」「共有部分が残され続けていることの意味を複合的に見出し、個人化・商品化したら成立しない共有性をコモンズという形で再構成していく議論につなげることが必要ではないか」などの質問・コメントがあった。岡田氏からは、Hはニュータウン開発で強制収容となった部分が多く、現在共有地として残っているのはわずか一区画であること、そこに含まれなかった里山は不動産会社ではなく地元大学に売却して利用権だけは維持しており、近年は里山保全活動や環境教育が行われ、現金収入ではなく自然環境としての機能が残っていることが紹介された。里山に関わりたいという多様な動機を維持することが里山保全には重要であり、今後は合意形成や新旧住民の関係や現代につながる事例についても検討していきたいと述べた。

今回の2報告はコモンズ論という点で共通していたが、異なる時代区分の異なる地域特性を持った事例が紹介され、コモンズという概念の広がりや示された例会であった。東海林氏は都市部において新たに「共益」というコモンズを作り出していく過程を、岡田氏はもともと農村部でありながら都市周辺部で都市化の影響を受けた共有地の所有と利用の変遷を描き出していた。農村部ではなく都市（周辺）部における「共益」「共有」の在り方や、多様な主体が関わる場としてのコモンズに議論が展開されており、新しいコモンズ論のニーズや可能性が感じられた。今後は、コモンズ論が今日の地域課題にとってどのように有効であるのか、またそれが従来のコモンズ論とどのように異なり発展可能なのか、より一層具体的な議論を深めていくことが期待される。

2. 理事会からの報告

2016年度地域社会学会第3回理事会は、2016年10月1日（土）12時40分から13時45分まで明治学院大学白金キャンパスで開催されました。ここでは報告事項として7件、協議事項として4件が議論されました。報告事項の詳細については各委員会報告等をご覧ください。

（出席者）浦野正樹、浅野慎一、熊本博之、齊藤康則、清水洋行、新藤慶、杉本久未子、田中里美、築山秀夫、玉野和志、中澤秀雄、西村雄郎、町村敬志、松園祐子、丸山真央、吉野英岐、山本薫子

報告事項

- 1 研究委員会報告
- 2 編集委員会報告
- 3 国際交流委員会・ISA-RC21 担当報告
- 4 学会賞選考委員会報告
- 5 社会学系コンソーシアム担当報告
- 6 今期の監事について
- 7 事務局報告

協議事項

- 1 入会・退会の承認
入会 2 名、退会 1 名について承認した（本会報の「10.会員異動」を参照）。
- 2 第 42 回大会の日程案について
2017 年 5 月 13 日～14 日に秋田県立大学秋田キャンパスにて開催予定の第 42 回大会について、大会開催校から提案された日程案について協議した。
- 3 第 43 回大会（2018 年開催）の開催校について
進捗状況について確認した。
- 4 会員名簿（冊子体）の作成について
事務局より、会員名簿の作成の進め方について別紙資料にもとづいて説明があり、確認された。

（清水 洋行）

3. 研究委員会からの報告

本年度第 2 回の研究委員会を開催しました。今回から理事に選出された委員に加えて、一般会員からの研究委員を加えての委員会となりました。委員会では、前回に引き続き次回大会からのシンポジウムのテーマ設定について議論しました。テーマの設定の方向性としては、「地域開発、地域の持続性を担保する共同性の構築」にかかわるものとし、具体的には地域社会をめぐる国内の他学会、自治体、企業等の活発な動き、コモンズ、エリアマネジメント、リノベーション等のインパクトのある言葉をふまえながら、今後テーマにふさわしい表現を引き続き考えることとしました。この方向のもとで、次回 12 月 3 日の研究例会では研究委員の矢部会員に報告をお願いすることになりました。もう 1 人の報告者についてもテーマに沿った方向で人選することとしました。研究例会への会員の皆様のご参加をお待ちしています。

また秋田県立大学で開催される次回大会のプログラムについて、開催校からの資料に基づいて検討しました。

第 2 回研究委員会の出席者は以下のとおりです。川副早央里、熊本博之、齊藤康則、杉本久未子、鈴木鉄忠、矢部拓也、山本薫子、吉野英岐。

（吉野 英岐）

4. 編集委員会からの報告

第 2 回編集委員会が 10 月 1 日に開催され、9 月末締切だった年報第 29 集（2017 年 5 月発行予定）自由投稿論文の査読者の担当割当などが審議されました。お忙しいなか査読をお引き受け下さった先生方に、この場を借りて御礼申しあげます。なお、自由投稿論文以外のカテゴリーの公募原稿は、すでにお知らせのとおり 10 月末日が投稿締切となっております。

なお確認ですが、年報の自由投稿論文については、原稿提出以前に定例の理事会において学会の会員資格が承認され、かつ当該年度の年会費が納入されていることが原則として必要です(共著

者についても会員であることが最終的に必要ですが、入会・会費納入のタイミングについては、より柔軟に対応しています)。例年のスケジュールですと、9月末日に投稿を締め切りますので、少なくともファースト・オーサーは7月頃に開催される第1回研究例会時の理事会において入会承認が済んでいないと、投稿資格が認められません。来年以降も引き続きご注意をいただければ幸いです。

(町村 敬志)

5. 国際交流委員会からの報告

まず委員会の構成に関するお知らせです。①国際交流委員会の非理事委員として前国際交流委員会委員長の齊藤麻人会員が選出されました。②副委員長に玉野和志委員が就任しました。

次に、ご報告です。10月1日の国際交流委員会における協議を踏まえ、同日理事会で検討した結果、英語ウェブサイトに掲載する論文を新たに募集することが決まりました。詳しくは「英語ウェブサイトに掲載する論文の募集」(本会報の7)をご覧ください。会員のみなさまからのエントリーを期待しています。

(黒田 由彦)

6. 社会学系コンソーシアム担当からの報告

社会学系コンソーシアムでは、以下の要領でシンポジウムを開催いたします。多くの会員の参加をお願いいたします。なお、詳しい情報は、近々社会学系コンソーシアムのHPに掲載される予定です。

社会学系コンソーシアム 第9回シンポジウム

「現代社会における分断と新たな連帯の可能性—階層・世代・地域・民族・情報の視点から—」

日時：2017年1月28日(土)13時～17時

場所：日本学術会議講堂(予定)

主催：社会学系コンソーシアム、日本学術会議社会学委員会フューチャー・ソシオロジー分科会

司会：正村俊之他

報告者：竹ノ下弘久、岩田正美、丸山真央、宮島喬、前嶋和弘

コメンテータ：矢澤修次郎、安達智史

(浦野 正樹)

7. 英語ウェブサイトに掲載する論文の募集(投稿希望は11月末日まで)

地域社会学会の英語ウェブサイト(http://jarcs.sakura.ne.jp/jarcs_en/index.html)に掲載する論文を募集します。

- ・論文の投稿を希望される方は、2016年11月末日までに学会事務局および黒田由彦会員(krd@nagoya-u.jp)までメールでご連絡下さい。その際、ご氏名、ご所属、論文タイトル、内容の説明(日本語で100字程度)を明記して下さい。
- ・エントリーした会員には、追って執筆要項をお送りします。
- ・ネイティブチェックに関しては学会から補助が支給されます(ただし、エントリー人数によって補助額は変わります)。
- ・原稿提出の締切は2017年5月連休明けを予定しています。

8. 会員名簿の作成についてご協力のお願い（ご回答は12月12日までをお願いします）

地域社会学会では3年毎に会員名簿（冊子）を作成しています。そこで、この度、全員に名簿作成のための回答用葉書を同封いたしました（回答用葉書が同封されていない方は、お手数をおかけいたしますが、事務局にご連絡ください）。

つきましては、お手元の回答用葉書に記載されている会員情報について、必要に応じてご加筆・ご修正と、冊子への掲載の可否をご記入のうえ、12月12日（月）までに投函してくださいますようお願いいたします（来年度当初に異動や引越しのご予定があり、2017年4月時点のご所属やご自宅が決まっている方は、そちらの内容を記入してください）。なお、ご回答いただけない会員につきましては、2013年発行の会員名簿の情報を引き続き掲載させていただきます。

9. 事務局からの連絡 <2016年度の会費納入のお願い>

会費を未納の方は、同封の郵便振替用紙に会員ご本人の氏名・ご住所を明記のうえ、納入くださいますようお願い申し上げます。一般会員は、6,500円（年報代含む）、院生会員は、5,000円（年報代含む）です。振り込まれた方には、年報28集を次号会報と同封にてお送りします。

また、過年度の会費を未納の方は、未納年度の会費もお振り込みくださいますようお願いいたします。お振込いただいた方には、当該年度の年報をお送りします。

会則第6条2に「継続して3年以上会費を滞納した会員は、原則として会員資格を失うものとする」とありますので、ご注意ください。

納入済にもかかわらず請求書が届きましたら、事務局までご一報くださいますようお願いいたします。

10. 会員異動

<入会会員>

（略）

<退会会員>

（略）

（以上、10月1日理事会で承認）

11. 会員の研究成果情報（2016年度・第3次分）

会員の研究成果について、2015年以降に刊行され、2016年10月21日までに情報提供をいただいたものを掲載します（過去の会報に掲載されたものや口頭発表は除きます）。

引き続き、2015年以降の研究成果に関する情報を募集しています。同封の用紙（地域社会学会WebサイトからMSワード版がダウンロードできます）の情報を、事務局宛のメールに添付でお送りください（ファックスも可）。メールに必要事項を書いて送っていただいても構いません。ご協力よろしく申し上げます。万一、情報を提供したにもかかわらず以下に掲載されていないなどの手違いがございましたら、事務局まで御一報くださいますようお願いいたします。

2015年〔論文〕

浅野慎一「中国残留日本人孤児は今一戦争と『戦後責任』を問い直す」、『ひょうご部落解放』2015年秋号、2015年9月

2015年〔その他〕

全国夜間中学校研究会／夜間中学史料収集・保存ワーキンググループ（代表・浅野慎一）
『60年の歩み：全国夜間中学校研究大会史料集成—1954年度～2014年度』（DVD）
2015年12月

2016年〔著作〕

浅野慎一・佟岩『中国残留日本人孤児の研究—ポスト・コロニアルの東アジアを生きる』
御茶の水書房、2016年8月
加藤泰子『高齢者退職後生活の質的創造—アメリカ地域コミュニティの事例—』東信堂、
2016年8月

2016年〔論文〕

浅野慎一「書評 岩崎信彦著『21世紀の「資本論」—マルクスは甦る』、『季論21』No.31、
2016年2月
藤山一郎・間中光「復旧・復興過程における学生団体による国際協力活動の可能性—インド
ネシア・ジャワ島地震（2006年）を事例に」、『和歌山大学防災研究教育センター紀要』
2巻、2016年2月
間中光「観光を通じた災害復興」研究に関する基礎的考察—ダークツーリズム論の限界と
レジリエンス論からの示唆』、『観光学評論』4巻1号、2016年3月
北島滋「東川町の産業構造と労働市場の動態—木材木製品・家具装備品産業を中心に—」、
『北海道における「限界集落」の維持・再生に関する実証的研究』（科学研究費・基盤研究
（B）、研究代表 鎌田とし子（旭川大学））、2016年3月
北島滋「地域の居場所と地域支援ネットワーク—地域の居場所づくりと目的別居場所づくり
の接続—」、うつのみや市政研究センター『市政研究うつのみや』第12号、2016年3月
北島滋・山田勝也「健康寿命の延伸施策と地域包括ケアシステムの接続過程に関する—考察—
—愛知県大府市を事例にして—」、『旭川大学短期大学部紀要』45号、2016年3月
山崎仁朗「コミュニティ施策のあり方を考える—広原盛明氏の書評にこたえて—」、『東海社
会学会年報』第8号、180-184頁、2016年8月
山崎仁朗「鈴木榮太郎「社会学の研究分野などについて病床雑筆（第1部）」」、『岐阜大
学地域科学部研究報告』第39号、11-25頁、2016年9月

2016年〔その他〕

伊藤雅一・七星純子・清水洋行『2015年度 千葉市のNPOにおける学生の参加状況に関す
る調査 単純集計版』千葉大学文学部清水洋行研究室、2016年9月

12. 理事会・委員会のお知らせ

会場は、いずれも、同志社大学 今出川キャンパス 扶桑館（ふそうかん）1階です。

第3回 研究委員会

日時：12月3日（土）11時～12時30分。場所：F107

第3回 編集委員会

日時：12月3日（土）11時～12時30分。場所：F102

第3回 国際交流委員会

日時：12月3日（土）11時30分～12時30分。場所：F101

第3回 学会賞選考委員会

日時：12月3日（土）11時～17時。場所：F105

第4回 理事会

日時 12月3日（土）12時30分～14時。場所：F103

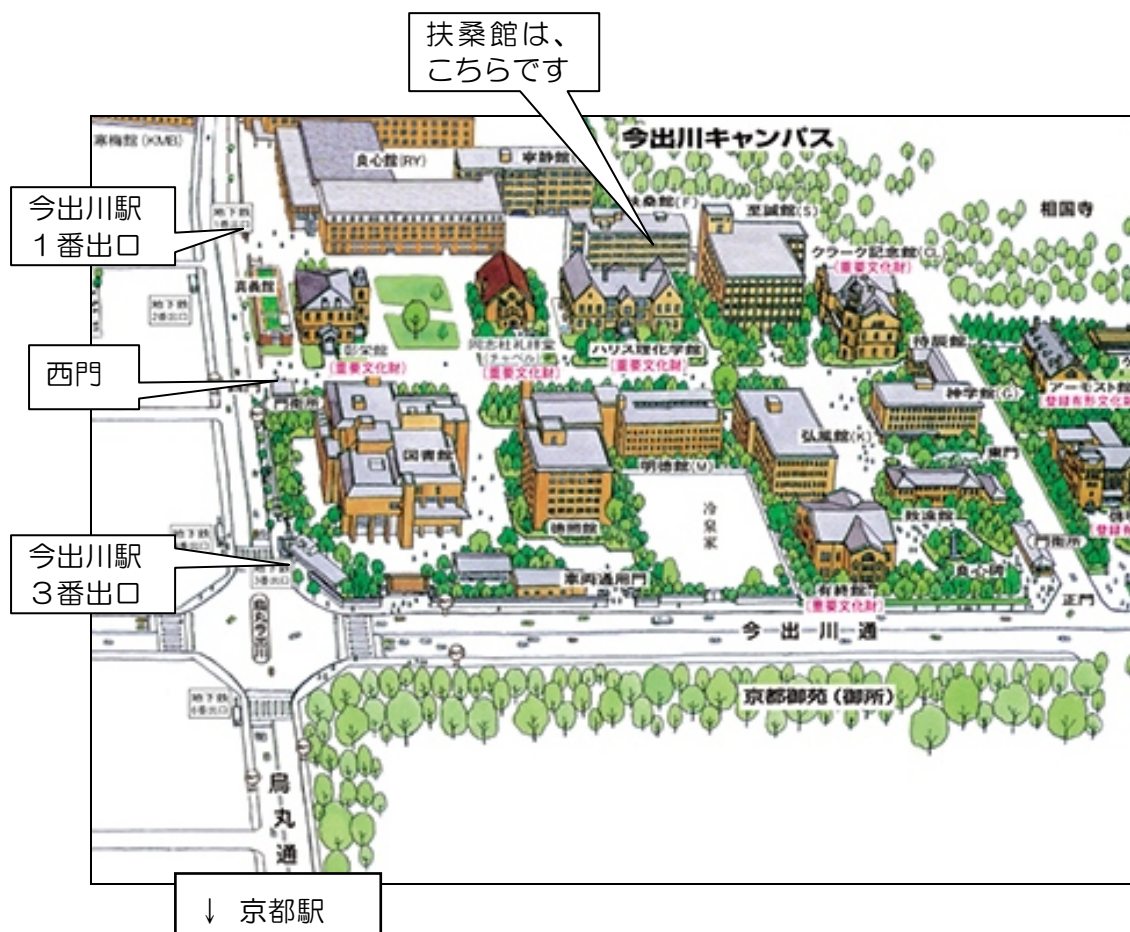
第3回研究例会 会場案内

同志社大学 今出川キャンパス 扶桑館1階F104
(〒602-8580 京都市上京区今出川通り烏丸東入)

<交通アクセス>

京都市営地下鉄 烏丸線 今出川駅1・3番出口からすぐ

<キャンパスマップ>



★詳細は、同志社大学 HP をご参照ください。

交通アクセス

<https://www.doshisha.ac.jp/information/campus/access/imadegawa.html>

キャンパスマップ

<https://www.doshisha.ac.jp/information/campus/imadegawa/imadegawa.html#campusmap>